

研究ノート

一般市民の更生支援に対する認知 および参加意向の向上にむけた検討

筑波大学大学院 システム情報工学研究科 社会工学専攻 讃井 知

筑波大学 システム情報系社会工学域 上市 秀雄

1. はじめに

市民による更生支援活動の現状

我が国は犯罪減少傾向にある一方、検挙者のうち再犯者が占める割合が高いことから、社会の中で加害者の立ち直りを目指す社会内処遇、とくに一般市民の理解と協力に基づく更生支援活動の重要性が高まっている。2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においても、その基本理念として国民の理解推進の必要性や社会内処遇の推進、が掲げられており(法務省, 2016)、一般市民による更生支援活動の促進に取り組む動きがみられる。

社会内処遇を推し進める背景は犯罪社会学、刑事政策、法学等の様々な研究分野で論じられている。先述した再犯者率・再犯率の高さや満期出所者(総務省, 2014)の増加がその根拠として示されることも多いが、それだけでなく更生における効果の高さも指摘されており、日本に限らず国内外で広がりを見せている(岡部, 2012; 小長井, 2009; 古川, 2011)。刑事施設運営においても民間資金や労働力の活用が導入され、更生の現場と一般

市民の距離が近くなってきているといえる(法務省, 2018a)。

市民の活動参加を促進する具体的な取り組みとして、地方公共団体による協力雇用主に対する優遇措置や、国が運営する自立更生促進センターにおける地域住民参加型の職業教育の実施(人事院, 2014)、支援者の活動拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置(法務省, 2018b)などが挙げられる。また、現在支援活動を行っていない国民を含む広報施策としては、毎年7月を強化月間として行っている「社会を明るくする運動」をはじめとし、矯正展の実施、矯正施設等関係施設の一般参観の推進等が行われている。また、SNSなどの新しい情報媒体の活用した広報活動も活発である。

しかし、このように更生支援は一般認知を高める方向性にある一方、更生支援を担う保護司の継続的な人員確保と高齢化が問題となっている(法務省, 2018b)。現在我が国は超高齢社会であり今後急速な人口減少が予測される中、平成28年6月に施行された『刑の一部執行猶予制度』導入にあたり、保護観察対象

者の増加が見込まれていることから、人員確保は喫緊の課題となっているといえる。

人員不足の背景として、地域コミュニティの変化といった社会的な要因の影響が指摘されている。これまで保護司の多くが、他にも地縁に深い関わりのある仕事や活動を行っており、保護司の採用活動はそうした活動の中で口伝で行われることが多かったが(法務省, 2005)、保護司の職業の変化や地域コミュニティの衰退といった社会的背景の影響を受け、従来の支援ネットワークが機能するのが難しくなっているということが考えられる。こうした地域環境における新しい支援ネットワークの構築が求められるが、そのためには今後新たに保護司になる可能性を持つ一般市民を広く潜在的な更生支援者であると考え、その理解を得る方法を探る必要がある。

また、社会一般において更生支援に対する偏見や反対意見が存在していることも事実である。例えば、社会復帰を支援する施設である自立更生促進センター開設をめぐる反対運動が起こっており、理解の促進努力が課題となっている(西日本新聞, 2012; 日本経済新聞, 2012)。ラベリング理論や社会的絆理論などの犯罪非行理論では、犯罪や非行を行った人が市民から疎外され絆を持つことができなくなると、円滑な社会復帰の妨げとなることも指摘されており(小俣・島田, 2011, pp4-6, 234)、更生支援の効果を最大化するためには直接的に更生支援に関わる支援者や組織だけではなく、社会復帰後、更生支援対象者が雇用先や生活環境において関わりを持つことになる一般市民からも、より広く理解を得ることが必要だと考えられる。なお、更生支援に

おいては保護観察対象者に対する支援のみに限らず、現在保護観察に処されていない犯罪や非行前歴者等に対する、個人やNPO等の民間の任意団体が自発的に行う活動が存在する(藤本ら, 2016, p.2)。

以上のような背景をふまえ、本研究は、更生支援に関わる個人や民間の支援の今後の活性が望まれるという立場から、更生支援の対象を「(現在保護観察中でない対象者を含む)犯罪・非行前歴者」とし、更生支援活動を「更生支援対象者に対する支援活動」と定義し、その理解と活動参加のメカニズムを明らかにしようとするものである。

更生支援に対する市民の認知

更生支援活動の理解促進や、活動参加者を確保するためには、まずは市民が更生支援に対して抱く印象を明らかにする必要があるが、これまでに我が国で行われた更生に関する研究の多くは犯罪者に対する処遇の実態報告レポート、制度の歴史的変遷や各事例に対する法律や実務的な立場からの考察等が中心である。円滑な社会復帰には一般市民の受け入れ態度といった心理的な要素も重要な課題であることを先述したが、これまでは更生施設や居住地、雇用環境等のハード環境が課題としてあげられることが多く、更生支援の当事者(保護司等の支援者や更生支援対象者)や、それをとりまく一般市民の心理的問題が扱われているものは限られている。官民協働刑務所(PFI刑務所)に対する地域住民の意識に関する研究(上瀬・高橋・矢野, 2017)では、情報提供や説明会等の催しにより一般市民の施設や受刑者一般に対する理解が促進する可能

性について指摘しているが、更生支援活動そのものや自分自身が更生支援活動を行うことに焦点をあてているものではない。

国外の研究では、一般市民の更生支援に対する認識を調査したものがいくつか挙げられる。市民が施設内処遇よりも社会内処遇を選好することについて「税金をどちらに多く支払う意思があるのか」という意思表示を指標として明らかにしているものや (Piquero & Steinberg, 2010), 加害者の立ち直りについての認識を調査し、態度形成に影響を与えている要因を検討した研究 (Sullivan, Holderness, Hong, Bright, & Kemp, 2017), 性犯罪者の更生可能性認知に対する考えを明らかにしたもの (Payne, Tewksbury, & Ehrhardt, 2010) などがその例として挙げられる。しかしその多くは加害者に対する考えや制度としての更生支援の在り方が中心に議論されており、自分自身が更生支援活動に参加することに関する考えを問う研究は行われていない。

情報の活用による行動変容

市民の理解や行動変容を促す具体的な方法として、昨今、情報の活用に注目が集められている。犯罪に関する情報の活用についても、2016年、全国ではじめての情報の発信・共有に焦点をあてた検討会である「情報の発信・共有に関する検討会」が東京都で設置された (東京都, 2016)。そこでは現状の課題として、情報の受け手の理解や行動を意識した内容や見せ方の工夫ができていないことや、発信が一方的であること、情報発信が量質ともに発信機関により差があり基準等が不明であることなどが指摘され (東京都, 2016)、今後も安

心・安全に関する情報発信に関する議論は活発になることが考えられる。

しかし、このように安心安全に関する情報の活用に対する社会的要請は高まる一方、提供された情報が実際にどのような理解や行動を促すかについての実証的な研究は十分ではないことが指摘されている (Sherman et al., 2002)。今後効果的な情報提供による活動の促進を検討するうえでは、活動の参加意図に影響を与える心理的な要因を明らかにし、その要因を刺激するような情報刺激の検討が有効だと考えられる。とくに犯罪に関する情報は自主防犯を促す目的で発信されるものが中心であり、これまで更生支援に関する情報発信に関する実証的な検討や学術研究がなされてこなかったことから、更生支援特有の理解や活動参加意向の促進方策に寄与する知見が必要とされる。

2. 目的

以上の問題意識より、本研究は更生支援活動への参加を促す今後の情報提供方策の検討にむけて、第一に一般市民の更生支援に対する認知を明らかにし、第二に更生支援活動への参加意向に影響を及ぼす認知・感情要因を明らかにすることを目的とする。これにより、これまで更生支援に関わりを持つことがなかった一般市民が、どのような情報を得た時に活動参加意向を高める可能性があるのかについて明らかにし、情報提供方策への示唆を得る。

3. 研究方法

3.1 調査対象者

首都圏の大学に通う大学生を対象とし、質問紙調査を行った。得られた回答者213名の中から、記入漏れ等のある回答者を除いた210名 (男153名, 女54名, 不明3名) の回答を分析に用いた。回収方法は、講義内での配布・回収 (113部)、一度自宅に持ち帰り記入後提出 (100部) である。

なお、更生支援に対する知識レベルに偏りが出ないように、専門が工学系および芸術系の所属の学生を対象として選出した。そのうえで、被験者である大学生は更生支援についてほとんど知らないものが多くいることが予想されたため、質問紙調査への協力同意書に加え、更生支援に関する説明文 (A4 サイズ1枚) を提示した後、質問紙への回答を求めた。

更生支援についての説明文には、更生支援活動が「国と一般市民が協力して立ち直りを助けることであること、また更生支援は地域社会のなかで行うために、支援対象者が住む地域の事情に詳しい一般市民の協力が必要であること」について記述したうえで、保護司の活動内容 (対象者に対する生活指導・面会、報告書の提出、生活環境調整、犯罪予防活動への参加) を説明した。また保護司の現状として、定員数および調査当時の人員数、高齢化と人員不足が課題となっていること、男女比、平均年齢および年齢構成についてまとめた。保護観察対象者については、法務省HP内「更生保護とは」上の「保護観察」の項に書かれている内容について記述した。

3.2 質問項目

基本属性のほか、以下の項目についてたずねた。

1 更生支援に関する知識：「保護司という言

葉をきいたことがありますか」等8項目

2 情報接触：「更生支援に関する記事やニュースをみたことはありますか」等5項目

3 更生支援制度に対する評価：「保護観察は再犯防止のために重要な役割を果たしていると思う」等7項目

4 保護司に対する評価：「保護司をしている人は立派だと思う」等8項目

5 更生支援対象者に対する評価：「現在保護観察処分中の人々が近所にいたら不信感を感じると思う」等9項目

6 更生支援活動への参加意向：「自分は将来保護司の活動をしたいと思う」等20項目

更生支援に関する知識項目の一部および自由記述項目を除き、5段階評定 (1:あてはまらない~5:あてはまる) で回答を求めた。

4. 結果

4.1 更生支援に関する知識

更生支援活動の担い手である保護司に焦点をあてて、「聞いたことがある／知っていた」かどうかを問う設問に対し、「1:あてはまらない~5:あてはまる」の5件法で回答を求めた。4および5と回答した者の割合はすべての項目で20%に至っておらず、あまり認知されていないということが明らかになった (図1)。

4.2 更生支援に関する評価因子

更生支援活動についての一般市民の参加意向および、参加意向に影響を及ぼす認知・感情要因を明らかにする心理モデルを構築するために、各質問項目において因子分析 (最尤法・プロマックス回転)、および信頼性分析を行い、因子負荷量と固有値の減衰状況と因子の解釈可能性により因子を抽出

した。(表1, 表2)なお, すべての分析にはSPSS Statics25を使用した。

その結果, 更生支援に関する知識については1因子であった。因子負荷量はすべて0.6を超え, またα係数も0.9を超えていることから“知識”という因子として一つの概念として成立していると考えられる。

情報接触については, 2因子に分けられた。更生支援に係る記事やニュース, 授業を受けたことがあるかといった一般的な情報接触に関するものを“情報接触経験”, 家庭の中で話題にする程度について問うたものを“会話経験”と名付けた。

更生支援制度に対する評価については2因子に分けられ, 更生支援について一般の人々がより知るべきだとするものや, 市民参加をすすめるべきだとするものを“市民参加評価”, 効果を認めているものを“肯定的評価”とした。

保護司に対する評価については2因子が抽出され, 「人脈がひろがる, 経験が豊かに

なる」等の更生支援活動に参加する保護司にとってのメリットに関するものを“保護司のベネフィット認知”とした。一方「ストレスを抱えていると思う, 不安を抱えていると思う」等の活動に伴うデメリットに関するものを“保護司のコスト認知”と名付けた。

更生支援対象者(図表中では「対象者」と表記)に対する評価については, 2因子に分けられた。「少し距離を置くと思う, 不信感を感じると思う」等の対象者に対する感情に関するものを“対象者に対する不安”, 「(対象者が)有意義な体験をすると思う, 良い関係を築くと思う」等の対象者が得るメリットに関するものを“対象者のベネフィット認知”とした。

更生支援活動への参加意向は, 更生支援に関する様々なイベントや保護司の活動に将来参加しようというものを“肯定的態度”, 手当や社会的名声など他のインセンティブや対象者の前歴の内容等の何らかの条件が変われば参加しようというものを“制度に対する条件付き態度”, 「身近な人がやっていた

図1 更生支援に対する認知の程度

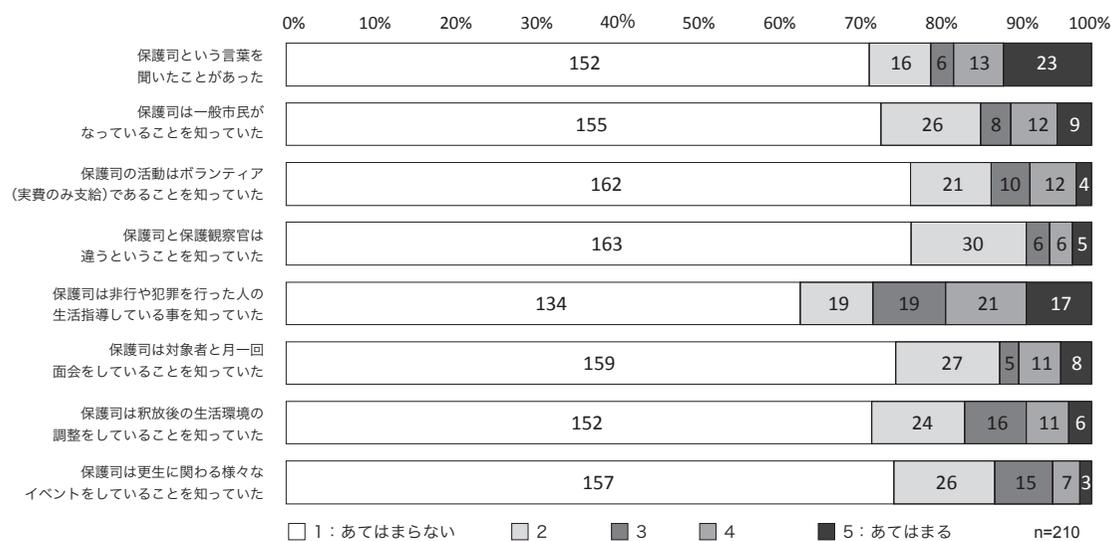


表1 更生支援に関する評価の因子負荷量行列(最尤法、プロマックス回転)
 <更生支援に関する知識/情報接触/更生支援制度・保護司・更生支援対象者に対する評価>

| 質問項目 | α係数 | 因子1 | 因子2 |
|--|-------|--------------|--------------|
| 知識 | 0.905 | | |
| ・保護司は少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の生活環境の調整を行うことを知っていた | | 0.890 | |
| ・保護司は非行や犯罪を行った人の生活を指導していることを知っていた | | 0.857 | |
| ・保護司は保護観察対象者と月一回面会していることを知っていた | | 0.827 | |
| ・保護司は, 更生支援活動、犯罪・非行防止に関わる勉強会等をしているということを知っていた | | 0.765 | |
| ・保護司の活動はボランティア(実費のみ支給)であることを知っていた | | 0.678 | |
| ・保護司という言葉聞いたことがあった | | 0.664 | |
| ・保護司は一般市民がなっていることを知っていた | | 0.645 | |
| ・保護司と保護観察官は違うということを知っていた | | 0.619 | |
| 情報接触経験 | 0.651 | | |
| ・犯罪被害者の支援に関する記事やニュースをみたことはありますか | | 0.943 | 0.012 |
| ・犯罪加害者の更生支援に関する記事やニュースをみたことはありますか | | 0.73 | 0.007 |
| ・大学時代までに犯罪・非行・更生支援に関わる授業を受けたことはありますか | | 0.232 | 0.16 |
| 会話経験 | 0.704 | | |
| ・ニュースをみて家族で犯罪被害者の悲しみや苦しみについて, 話題が出たことがありますか | | -0.066 | 0.955 |
| ・ご家庭で刑事事件加害者に対する処遇についての話題が出たことがありますか | | 0.158 | 0.56 |
| 市民参加評価 | 0.736 | | |
| ・保護司の活動について世の中の人はもっと知っておくべきだと思う | | 0.784 | -0.01 |
| ・行政機関は保護観察の制度について, もっと市民に知らせるべきだと思う | | 0.735 | -0.049 |
| ・世の中の人は, 保護観察対象者の保護観察中の生活について知っていた方が良いと思う | | 0.667 | 0.048 |
| ・行政機関は保護観察の制度について, もっと市民の意見を取り入れるべきだと思う | | 0.399 | 0.095 |
| 肯定的評価 | 0.664 | | |
| ・保護観察は再犯防止のために重要な役割を果たしていると思う | | -0.085 | 0.815 |
| ・更生支援に関する講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動は、非行・犯罪の防止に役に立っていると思う | | 0.09 | 0.565 |
| ・保護観察は保護観察対象者に対して、非行や罪を反省させる仕組みだと思う | | 0.078 | 0.522 |
| 保護司のコスト認知 | 0.733 | | |
| ・保護司は更生支援活動を行うにあたり, 大変なストレスを抱えていると思う | | 0.767 | -0.009 |
| ・保護司は更生支援活動を行うにあたり, 不安を抱えていると思う | | 0.704 | 0.115 |
| ・保護司の活動は忙しいので, 保護司は自分自身の私生活を犠牲にしていると思う | | 0.608 | 0.003 |
| ・保護司は非行少年・加害者と身近に接するため, 保護司自身や身近な者が危険な目にあう可能性があると思う | | 0.515 | 0.001 |
| ・保護司としての活動をしていることによって, 周りからなんらかの偏見の目でみられると思う | | 0.429 | -0.196 |
| 保護司のベネフィット認知 | 0.641 | | |
| ・保護司は更生支援活動を行うことによって, 人脈がよりひろがると思う | | -0.027 | 0.696 |
| ・保護司は更生支援活動を行うことによって, 保護司自身の経験もより豊かになると思う | | 0.024 | 0.623 |
| ・保護司は更生支援の活動に主体的に取り組んでいると思う | | -0.012 | 0.527 |
| 対象者に対する不安 | 0.814 | | |
| ・現在保護観察処分中の人が近所にいたら不信感を感じると思う | | 0.828 | 0.146 |
| ・現在保護観察処分中の人が自分の勤務先にいると分かった場合, 少し距離をおくと思う | | 0.818 | 0.077 |
| ・現在保護観察処分中の人と自分の親しい人が仲よくしていたら, なんとなく不安を感じる | | 0.699 | 0.067 |
| ・過去に犯罪や非行を犯した人であっても, きちんと更生しているのであれば, わけへだてなく接すると思う | | 0.595 | -0.237 |
| ・過去に犯罪や非行を犯したからといって, 罪をつぐなっても差別的な目でみるのはおかしいと思う | | 0.479 | -0.229 |
| 対象者のベネフィット認知 | 0.693 | | |
| ・保護観察対象者と保護司は保護観察期間終了後もよい関係が続くと思う | | -0.035 | 0.716 |
| ・保護観察対象者は, 保護観察期間中, 有意義な体験をすると思う | | 0.038 | 0.642 |
| ・保護観察対象者は, 保護司とコミュニケーションをとる事で適切な社会生活をする上での対人関係スキルを身に付けることができると思う | | 0.131 | 0.552 |
| ・保護観察対象者は保護観察期間終了後, 「更生するために自分は頑張った」という達成感があると思う | | -0.136 | 0.457 |

表2 更生支援に関する評価の因子負荷量行列(最尤法、プロマックス回転) <更生支援活動への参加意向>

| 質問項目 | α係数 | 因子1 | 因子2 | 因子3 | 因子4 |
|---|--------------|--------------|--------------|---------------|-----|
| 肯定的態度 0.916 | | | | | |
| ・自分が非行防止教室にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う | 1.001 | 0.024 | -0.129 | -0.005 | |
| ・自分が更生支援に関係するイベント(講演会、シンポジウム、勉強会等)の機会にめぐまれたら参加すると思う | 0.934 | -0.05 | 0.001 | -0.058 | |
| ・自分が街頭補導活動にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う | 0.925 | 0.069 | -0.115 | -0.024 | |
| ・ボランティア活動の一環で、自分が保護観察対象者の相談にのる機会にめぐまれたら、参加すると思う | 0.734 | 0.003 | 0.002 | 0.115 | |
| ・自分は人の役に立つために、たとえ無償のボランティアであっても活動したいと思う | 0.647 | -0.087 | 0.043 | 0.012 | |
| ・保護司の公募を見つけたら興味を持つと思う | 0.629 | 0.005 | 0.25 | -0.043 | |
| ・自分は将来保護司の活動をしたいと思う | 0.429 | 0.004 | 0.194 | 0.088 | |
| 制度に対する条件付き態度 0.894 | | | | | |
| ・(実費支給の他に)多少であっても手当があれば対象者の更生を支援してもよいと思う | -0.059 | 0.909 | -0.133 | -0.008 | |
| ・多少なりとも社会的名声を得られれば対象者の更生を支援してもよいと思う | -0.019 | 0.817 | -0.17 | 0.006 | |
| ・自身の身に何の危険も及ばないのであれば対象者の更生を支援してもよいと思う | 0.131 | 0.781 | 0.122 | -0.129 | |
| ・自分は犯罪の種類によっては対象者の更生を支援してもよいと思う | -0.068 | 0.768 | 0.088 | -0.006 | |
| ・周囲(家族等)の協力があれば、対象者の更生を支援してもよいと思う | 0.12 | 0.709 | 0.014 | 0.033 | |
| ・自分は犯罪者が犯罪を犯した事情によっては対象者の更生を支援してもよいと思う | -0.081 | 0.482 | 0.319 | -0.021 | |
| 環境に対する条件つき態度 0.731 | | | | | |
| ・身近な人が何らかの更生支援に携わっていたら自分の出来る範囲で手伝うと思う | 0.012 | -0.191 | 0.94 | -0.081 | |
| ・自分は更生支援をたのまれた時、その対象者のことをよく知っていれば、支援してもよいと思う | -0.092 | 0.093 | 0.651 | 0.008 | |
| ・非行を繰り返す少年の立ち直りを手助けしてあげたいと思う | 0.213 | 0.044 | 0.46 | -0.017 | |
| ・自分は将来、なんらかの条件が改善されれば、保護司の活動をしてよいと思う | 0.093 | 0.225 | 0.38 | 0.141 | |
| ・もし自分の身近な人が保護司として更生支援活動を行おうとしていたら、自分は応援すると思う | -0.005 | 0.106 | 0.358 | 0.133 | |
| 否定的態度 0.909 | | | | | |
| ・自分自身が更生支援活動に関わるのは少し抵抗を感じる | -0.016 | 0.125 | 0.056 | -0.893 | |
| ・自分は更生支援活動に関わりたくはない | -0.007 | -0.152 | -0.064 | -0.712 | |

表3 更生支援活動への参加意向に影響を与える要因

| 独立変数 | 肯定的態度 | | 制度に対する条件付き態度 | | 環境に対する条件付き態度 | | 否定的態度 | |
|-------------------|--------|-----|--------------|----|--------------|-----|--------|-----|
| | β | | β | | β | | β | |
| 知識 | | | | | | | -0.147 | * |
| 情報接触経験 | | | | | 0.141 | ** | | |
| 会話経験 | 0.163 | ** | | | | | | |
| 市民参加評価 | 0.19 | ** | | | | | -0.165 | ** |
| 肯定的評価 | | | | | | | | |
| 保護司のベネフィット認知 | | | 0.233 | * | 0.306 | *** | | |
| 保護司のコスト認知 | | | | | | | 0.195 | ** |
| 対象者に対する不安 | -0.229 | *** | -0.179 | ** | -0.369 | *** | 0.338 | *** |
| 対象者のベネフィット認知 | 0.276 | *** | 0.233 | ** | 0.278 | *** | -0.162 | ** |
| adjR ² | 0.254 | | 0.183 | | 0.521 | | 0.313 | |

注：* : p<0.05、** : p<0.01、*** : p<0.001

り、支援対象者のことをよく知っていたら」といった対人的な環境条件がそろえば参加しようというものを“環境に対する条件付き態度”「自分は更生支援に関わりたくない」等の態度を“否定的態度”とした。

4.3 更生支援活動への参加意向に影響を及ぼす各要因間の関係性

次に、更生支援参加意向に影響を与える要因を明らかにするために、4.2で得られた因子ごとに合成変数を作成し、重回帰分析(ステップワイズ法)を行った。心理モデルの検討にあたり、最も先行するものとして、評価判断の材料となり得る更生支援に対する知識や情報接触の程度を仮定した。次にそれらが保護観察制度や保護司、更生支援対象者に対する評価に与える影響を分析し、最後にそれらの先行する要因が更生支援活動への参加意向に与える影響を明らかにした。

その結果、当初知識や情報接触は保護観察制度や保護司、更生支援対象者に影響を与えることを予測していたが、実際は調整済み決定係数が0.1を超えるモデルは得ることができず、関係性は明らかにならなかつ

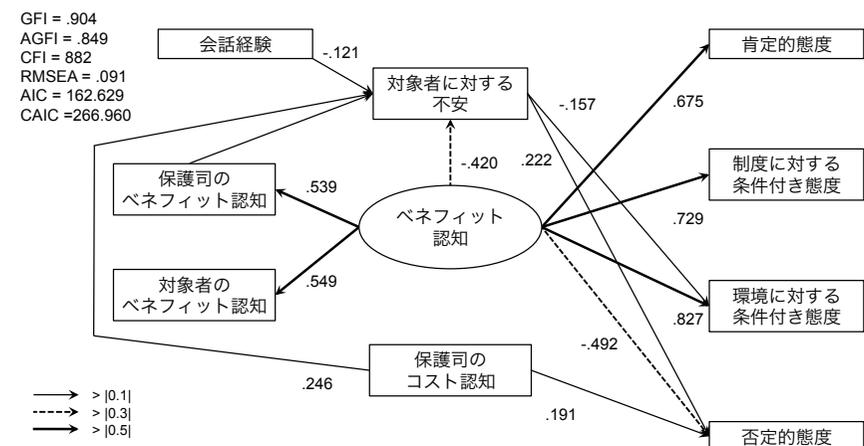
た。その後、知識や情報接触および、制度や保護司、更生支援対象者に対する評価が更生支援活動への参加意向に与える影響を検証したところ、表3が得られた。

ここから、更生支援対象者に対する不安や対象者のベネフィット認知は、すべての態度に有意な影響を与えていることが分かった。また、保護司のベネフィット認知は条件付き態度に正の影響を与えていた。知識や情報接触に関するものも一部、特定の態度に影響を与えているが、比較的弱かった。

次に、これまでの分析で有意な影響力が明らかになった要因を対象とし、共分散構造分析を行った。有意ではないパスを削除しつつ、意味解釈とモデルのあてはまりの向上をしたところ、図2が得られた。

本モデルでは、保護司と更生支援対象者のベネフィット認知からなる“ベネフィット認知”を新しい潜在変数として設定した。この潜在変数は、“肯定的態度”“制度に対する条件付き態度”“環境に対する条件付き態度”等の更生支援活動におけるポジティブな意向に正の影響を、“否定的態度”というネガ

図2 更生支援活動への参加意向に影響を及ぼす各要因間の関係性



ティブな意向に負の影響を与えていた。“対象者に対する不安”は、逆にポジティブな意向に負の影響を、ネガティブな意向に正の影響を与えていた。

5. 考察

5.1 周知および発信する情報内容について

本研究では、更生支援活動についての認知および更生支援活動への参加意向に影響を及ぼす認知・感情要因について検討した。その結果、第一に、現状において更生支援に関する知識を聞いたことがある人は少数派であることが分かった。第二に、制度概要的な知識や情報接触は、更生支援に関する評価や活動への参加意向に直接的な影響を与えていないことが明らかになった。第三に、更生支援を行う当事者(保護司や更生支援対象者)にとってのベネフィットを高く評価することが、自分が更生支援活動に参加することに対するポジティブな態度の形成に強く影響していることが明らかとなり、こうした情報を発信することによる可能性が示唆された。

今回、更生支援に関する制度概要的な知識や情報接触に比べて更生支援に関わる当事者に関する要因が参加意向に与える影響が大きいという結果が得られたことについては、二重過程理論を援用して考えることができる。二重過程理論とは意思決定や行動変容のプロセスを考える枠組みであり、情報の認知的な処理が二つのシステムにより行われるとしている(Evans, 2003)。その特徴として、システム1は認知的負荷が軽い自動的なシステムであり、感情的で直感的であること、システム2は認知的負荷がかかる意識的なシステムであり、分析的で理

性的であることが挙げられている(Kahneman, 2003)。また、システム1とシステム2の影響力については、システム1がシステム2より強いことが度々指摘されてきた(Richard & Cass, 2009)。例えば感情的な情報である個人的な情報を提供した方が、統計情報等といったシステム2の働きを必要とする情報に比べ行動変容を促し易いとされている(Slovic, 2007; Stanovich & West, 2000)。

これらのことを更生支援の場合に置き換えると、更生支援に関する制度概要的な知識や情報接触経験はシステム2を喚起する内容であると考えられ、更生支援に携わる当事者に関する情報内容はシステム1を喚起することが推測される。つまり、更生支援に関わっている当事者に関する情報提供は感情を刺激し、より理解や活動参加意向への向上の可能性があると考えられ、例えば、保護司のやりがいや支援対象者の立ち直った事例等を伝えることが更生支援活動に対する参加意向の促進に有効である可能性がある。

5.2 本研究の課題と今後の展望

今回は更生支援に関する知識や経験が更生支援活動への参加意向に対する意思決定に影響を与えることが確認されなかったが、これは、今回被験者の更生支援に対する知識や経験は少なく、今回の調査用紙で提示した情報だけでは被験者が考えを深めるのに十分な情報量ではなかった可能性もあり、今後は調査対象者を拡大し、知識や経験の程度が異なる被験者の回答を得ることで、より有効な知見が得られることが期待される。また、官民協働刑務所やそこで生活する(元)受刑者に対する態度を調査した上瀬らの研究(2017)では、接

触理論の立場からステレオタイプや偏見の低減に施設接触(実際に見学をしたり、施設に関する広報誌を読むことなど)が有効であることを示しており、知識や経験の内容によって態度変容に与える効果が異なることも考えられる。つまり、一言に「更生支援に対する理解や活動への参加意向を高める」といってもその具体的な対象や活動の内容によって異なる態度形成のメカニズムが存在することも考えられる。

また、今回は情報の内容については検討したものの、情報の形式(メディア)の違いによる影響は考慮しなかった。社会内処遇への取り組みが進むオーストラリアを対象とした研究において古川(2011)は、今後社会内処遇がうまくいくのに必要な条件として、関係機関の連携・協力に加え、「マスメディアによる犯罪報道への倫理指針の実行と、一般市民のメディアリテラシーの向上は必須の条件であるだろう」と述べており、我が国においても情報技術の発展に伴い最適な情報提供方策を探る必要があるだろう。

5.3 更生支援が持つ役割と印象の多様性の扱い

本研究は、更生支援に対してポジティブな印象を高め、更生支援活動への参加方策を探るものであるが、現状において更生支援は活動の性質上、多様な印象を与えていることが推測される。例えば、更生支援は元犯罪加害者と直接関わるために、そのことによるリスク認知がネガティブな感情や評価を生み出すことが考えられる。また一方、更生支援は社会にとって必要な活動であり向社会的活動である側面や、人間的な成長や変化をサポートするという意味で教育的な活動というとり方も可能である。

しかし、更生支援の推進を検討するうえで、

そうした側面のうちどのような部分を表面化させることが望ましいかについては一概に定め難い部分がある。活動促進という意味では、当然ネガティブイメージを低減しポジティブイメージを促進することが有効だと考えられるが、この場合ネガティブな印象が生み出す犯罪不安等の感情は、防犯行動や、法令順守意識、道徳観などの人として必要不可欠な要素と深く関わっており、低減することだけが望ましいこととは必ずしもいえない。また、向社会的活動への参加という意味においても、他人から強制されるべきものではなく、他の活動に優先してすべきだという立場を取ることはできないだろう。

つまり、更生支援に対するイメージは一概に定めるべき類のものではなく、またこうした活動に参加動機を持つ傾向にある方にアクセスしてもらいやすい情報や環境の整備をすることが重要なのではないかと考えられる。更生支援活動の促進にあたり、こうした更生支援が持つ意義と、支援者となる市民の動機の双方に配慮したメッセージを提供するために、地域社会の文化的・社会的変化に柔軟に適応し提供する情報を検討し続けることが重要であると考えられる。

引用文献

Evans, J. St. B. T. (2003). In two minds: Dual-process accounts of reasoning. *Trends in Cognitive Sciences*, 7, 454-459.

古川隆司(2011). 「オーストラリアにおける社会内処遇の条件 — 犯罪者の社会復帰に対する広報啓発—」『オーストラリア研究紀要』, 37, 89-99.

藤本哲也・生島浩・辰野文理(2016)「よくわかる更生保護」, ミネルヴァ書房

法務省HP「更生保護とは」. http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html (閲覧日: 2019/09/19)

法務省(2005). 研究部報告26 — 保護司の活動実態と意識に関する調査— <http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00028.html> (閲覧日: 2019/06/20)

法務省(2016). 再犯の防止等の推進に関する法律 条文 <<http://www.moj.go.jp/content/001212698.pdf>> (閲覧日: 2019/06/20)

法務省(2018b)「平成29年版 犯罪白書 ～更生を支援する地域のネットワーク～」, 法務総合研究所

法務省(2018a). 官民協働による刑務所の整備・運営事業 <http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_pfi_index.html> (閲覧日: 2019/06/20)

人事院(2014). 第27回 人事院総裁賞「職域部門」受賞. <http://www.jinji.go.jp/sousai/027/numata.html> (閲覧日: 2019/06/20)

Kahneman, D. (2003). Maps of bounded rationality: Psychology for behavioral economics dagger. *The American Economic Review*, 93(5), 1449-1475.

上瀬由美子・高橋尚也・矢野恵美(2017)「官民協働刑務所開設による社会的包摂促進の検討」, 『心理学研究』, 87(6), 579-589.

小長井賀與(2009). 「犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ: 犯罪者処遇の「第三の道」」『犯罪社会学研究』, 34, 95-113.

日本経済新聞「更生施設開設にハードル 埼玉で住民同意要件の条例案」2012年8月1日付

西日本新聞「【再起を支える】(9) すみ分け描けず逃走 自立更生促進センター」(連載 罪と更生)2012年6月5日付

岡部真貴子(2012)「罪を犯した人の社会復帰についての一考察 — 矯正施設から社会生活への継続性に着目して —」『東洋大学大学院紀要』, 49(社会学・福祉社会), 163-182.

小侯謙二・島田貴仁(2011)「犯罪と市民の心理学—犯罪リスクに社会はどうかかわるか」, 北大路書房

Payne, B. K., Tewksbury, R., & Ehrhardt, E. (2010). Attitudes about rehabilitating sex offenders: Demographic, victimization, and community-level influences. *Journal of Criminal Justice*, 38(4), 580-588. <https://doi.org/10.1016/j.jcrimjus.2010.04.029>

Piquero, A. R., & Steinberg, L. (2010). Public preferences for rehabilitation versus incarceration of juvenile offenders. *Journal of Criminal Justice*. <https://doi.org/10.1016/j.jcrimjus.2009.11.001>

Richard H. T., & Cass R. S. (2009) *Nudge: improving decisions about health, wealth, and happiness*. Penguin (リチャード・セイラー, キャス・サンステーション 遠藤真美(訳)(2009).実践行動経済学 日経BP社)

Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & Mackenzie, D. L. (Eds.) (2002). *Evidence-based crime prevention*. Routledge. 津登美宏・小林寿一(監訳)(2008). エビデンスに基づく犯罪予防 財団法人社会安全研究財団

Slovic, P. (2007). "If I look at the mass I will never act": Psychic numbing and genocide. *Judgment and Decision Making*, 2, 79-95.

総務省(2014). 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視<調査結果に基づく勧告> 第3満期釈放者に対する指導・支援の充実<http://www.soumu.go.jp/main_content/000280467.pdf> (閲覧日: 2019/06/20)

Stanovich, K. E., & West, R. F. (2000). Individual differences in reasoning: Implications for the rationality debate? *Behavioral and Brain Sciences*, 23, 645-726.

Sullivan, K. O., Holderness, D., Hong, X. Y., Bright, D., & Kemp, R. (2017). Public Attitudes in Australia to the Reintegration of ex-Offenders: Testing a Belief in Redeemability (BiR) scale. 409-424. <https://doi.org/10.1007/s10610-016-9328-8>

東京都(2016). 安心安全に関する情報の発信・共有のあり方について【報告書】<<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2016/03/documents/20q3s600.pdf>> (閲覧日: 2019/06/20)